

令和七年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例	1
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	5
島根県手数料条例の一部を改正する条例	6

令和 7 年 9 月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第117号議案

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

1 提案理由

経済情勢の変動等に伴い、県が徴収する各種使用料及び手数料の額等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 経済情勢の変動等に伴う次に掲げる条例に定める使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の額等の改定

島根県立男女共同参画センター条例
島根県手数料条例
島根県立高等学校等条例
島根県立青少年社会教育施設条例
島根県立八雲立つ風土記の丘条例
島根県立古墳の丘古曾志公園条例
島根県立古代出雲歴史博物館条例
警察に関する手数料条例
島根県中山間地域研究センター条例
島根県立しまね海洋館条例
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例
島根県浜田ポートセンター条例
島根県屋外広告物条例
島根県立都市公園条例
都市計画法施行条例
島根県建築基準法施行条例
島根県立島根県民会館条例
島根県立美術館条例
島根県芸術文化センター条例
島根県立武道施設条例
島根県立体育施設条例
島根県立はつらつ体育館条例

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例
島根県立総合福祉センター条例
島根県立高等看護学院条例
公衆浴場法施行条例
旅館業法施行条例
興行場法施行条例
理容師法施行条例
美容師法施行条例
クリーニング業法施行条例
島根県動物の愛護及び管理に関する条例
食品衛生法施行条例
島根県農業技術センター分析等手数料条例
島根県立農業研修館条例
島根県立農林大学校条例
島根県花振興センター条例
島根県家畜保健衛生所条例
島根県畜産技術センター分析等手数料条例
島根県立ふるさとの森条例
島根県立宍道湖自然館条例
島根県立産業交流会館条例
島根県立産業高度化支援センター条例
島根県産業技術センター条例
島根県立高等技術校条例

(2) 使用料等の新設

ア 島根県手数料条例の一部改正

(ア) 政治資金規正法関係手数料

a 国会議員関係政治団体の少額領収書等及び政治団体の収支報告書等の写しの交付に係る手数料

区 分	手数料の額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVDに複写したもの	1枚につき 140円に当該少額領収書等の写し又は収支報告書等の用紙1枚ごとに10円

を加えた額

- b 国会議員関係政治団体の代表者による確認書の写しの交付に係る手数料

区 分	手数料の額
複写機により複写したもの	用紙 1 枚につき 10円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を C D－R に複写したもの	1 枚につき 130円に当該確認書の用紙 1 枚ごとに10円を加えた額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を D V D に複写したもの	1 枚につき 140円に当該確認書の用紙 1 枚ごとに10円を加えた額

- (イ) 政党助成法関係手数料

都道府県提出文書（支部報告書及び支部総括文書並びに監査意見書をいう。）の写しの交付に係る手数料

区 分	手数料の額
複写機により複写したもの	用紙 1 枚につき 10円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を C D－R に複写したもの	1 枚につき 130円に当該都道府県提出文書の用紙 1 枚ごとに10円を加えた額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を D V D に複写したもの	1 枚につき 140円に当該都道府県提出文書の用紙 1 枚ごとに10円を加えた額

- イ 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正
ローイング競技施設の附属設備の使用料

区 分	使用料の額
携帯用ランシーバー	1 セット 4 時間につき 120円

- ウ 島根県立都市公園条例の一部改正

- (ア) 石見海浜公園の利用料金に係る基準額

区 分	基準額
-----	-----

フリーサイト	宿泊の場合	1 サイト 1 夜につき	1,620円
	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	810円

(イ) 万葉公園の利用料金に係る基準額

区 分		基準額	
区画サイト	宿泊の場合	1 サイト 1 夜につき	2,730円
	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	1,360円

エ 島根県立体育施設条例の一部改正

島根県立水泳プール施設使用料

区 分	使用料の額
屋内飛込練習場	560円

(3) 使用料等の廃止

ア 島根県手数料条例の一部改正

政治資金規正法の規定に基づく国会議員関係政治団体の少額領収書等及び政治団体の収支報告書等の写しをフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付に係る手数料

イ 警察に関する手数料条例の一部改正

道路交通法の規定に基づくパーキング・チケット発給設備によるパーキング・チケットの発給に係る手数料

ウ 島根県中山間地域研究センター条例の一部改正

土壌分析及び農業用水分析に係る手数料

エ 島根県立武道施設条例の一部改正

体力測定機器の使用料

オ 島根県立はつらつ体育館条例の一部改正

貸切りでない場合の体育室備付け用具の使用料

カ 島根県産業技術センター条例の一部改正

油脂試験及び鑑定に係る手数料

(4) その他規定の整理

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2 の(2)のアの(ア)の a 及び(3)のアについては公布の日から、2 の(2)のアの(ア)の b 及び(イ)については令和 8 年 1 月 1 日から、2 の(2)のエについては令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

第118号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

物価の変動等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 公職選挙法施行令の改正に準じて、公費負担の限度額を引き上げること。

ア ビラの作成に係る公費負担の限度額

区 分	改正前	改正後
ビラの作成枚数が5万枚以下である場合	1枚当たり 7円73銭	1枚当たり 8円38銭
ビラの作成枚数が5万枚を超える場合	1枚当たり 386,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額	1枚当たり 419,000円と5円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額

イ ポスターの作成に係る公費負担の限度額

区 分	改正前	改正後
ポスター 掲示場の 数が500 以下である 場合	1枚当たり 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	1枚当たり 586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
ポスター	1枚当たり	1枚当たり

掲示場の 数が 500 を超える 場合	28円35銭にその500を超 える数を乗じて得た金 額に586,905円を加えた 金額をポスター掲示場 の数で除して得た金額	30円73銭にその500を超 える数を乗じて得た金 額に609,690円を加えた 金額をポスター掲示場 の数で除して得た金額
------------------------------	--	--

(2) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(2)については、令和8年1月1日から施行する。
- (2) (1)の施行期日以後にその期日を告示される島根県議会議員及び島根県知事の選挙について適用する。

第119号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき県が行う事務に係る手数料について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額の改定

一戸建ての住宅について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	改正前	改正後
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円	28,000円

3 施行期日

公布の日から施行する。